

千早赤阪水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和2年2月26日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第3号

千早赤阪水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水
条例施行規程の一部を改正する規程

千早赤阪水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成29年大阪広域水道企業団管理規程第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（料金及び使用料の計算方法）</u></p> <p>第22条 条例第26条第1項の料金及び同条第2項の使用料は、条例別表第1第9項に定めるところにより算定した額と条例別表第2第6項に定める額を合算した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>2 （略）</p>	<p><u>（料金及び使用料）</u></p> <p>第22条 条例第26条第1項の料金及び同条第2項の使用料は、条例別表第1第9項に定めるところにより算定した額と条例別表第2第6項に定める額を合算した額と<u>その額に100分の8</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）との合計額とする。</p> <p>2 （略）</p>

附 則

（施行期日等）

1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の千早赤阪水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（以下「新規程」という。）の規定は、令和元年10月1日から適用する。

（経過措置）

2 新規程の規定の適用の日（以下「適用日」という。）以後初めて計量する使用水量をもって算定する料金及び当該計量に係る使用料（適用日前から継続して給水をしている場合に限る。）については、新規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。